

## 入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成30年1月29日

国立研究開発法人

国立精神・神経医療研究センター

理事長 水澤 英洋

### 1 競争に付する事項

#### (1) 契約件名及び予定数量

平成30年度 廃棄物処理業務委託

1. 特別管理産業廃棄物 収集運搬・処分業務
2. 産業廃棄物 収集運搬・処分業務
3. 一般廃棄物 収集運搬処理業務

#### (2) 契約件名の仕様等

別紙、仕様書による。

#### (3) 履行期間

平成29年4月1日から平成30年3月31日まで

#### (4) 履行場所

国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター

#### (5) 履行方法

理事長が指定する日時に、指定した場所にて履行すること。

#### (6) 入札方法

落札者の決定は、最低価格方式をもって決定する。

入札書に記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、単価契約を除き、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札額とするので、入札者は、消費税にかかる課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。また、代金の支払いにかかる振込手数料については、契約した事業者の負担とするので、入札書に記載する金額は必要に応じてこれを見込んだ金額を記載すること。

### 2 競争に参加する者に必要な資格に関する事項等

#### (1) 国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター契約事務取扱細則第6条及び第7条の規定

に該当しないものであること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ている者は、第6条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 次の事項に該当する者は、競争に参加させないことがある。

(ア) 資格審査申請書又は添付書類等に虚偽の事実を記載した者

(イ) 経営の状況又は商取引における信用性が極度に悪化している者

(3) 当該年度における全省庁統一資格において「役務の提供等」にかかるA、B、Cの等級のいずれかに格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。

(4) 社会保険等(厚生年金保険、健康保険(全国健康保険協会が管掌するもの)、船員保険、国民年金保険、労働者災害補償保険及び雇用保険をいう。)に加入し、該当する制度の保険料の滞納がないこと。

### 3 契約事項を示す場所等

〒187-8551 東京都小平市小川東町4-1-1

国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター

財務経理部財務経理課第一契約係 久保田

TEL 042-346-1761

### 4 競争執行の場所及び日時等

(1) 入札説明書の交付期間及び交付場所

交付期間 平成30年1月29日～平成30年2月20日

9時00分～12時00分、13時00分～17時00分

ただし、土・日・祝祭日を除く。

交付場所 3に同じ

(2) 入札書の受領期限

平成30年2月22日(木) 10時30分

(3) 開札日時及び場所

平成30年2月22日(木) 11時00分

中央館2階 第一会議室

### 5 その他必要な事項

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

免除する

### (3) 入札の無効

本説明書に示した競争参加資格者の無い者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札

### (4) 契約書作成の要否

要

### (5) 契約者の決定方法

国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター理事長が本説明書に示した業務を履行できるか判断した入札者であって、本契約事項に関する仕様書等に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札を行った者を交渉権者とするが、交渉権者が複数の場合は、申込みをした価格に基づく交渉順位を付するものとする。

また、第一順位の交渉権者（以下、「第一交渉権者」という。）の申込みの価格が契約の内容に適した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある場合においては、次順位の交渉権者をその契約の第一交渉権者とすることがある。

契約の第一交渉権者が決定したときは、直ちにその者と交渉し、契約価格が決定した場合は、その者を契約の相手方とする。

ただし、その交渉が不調となり、又は交渉開始から 10 日以内に契約締結に至らなかった場合には、交渉順位に従い他の交渉権者と交渉を行う。

### (6) 入札者に要求される事項

この競争入札に参加を希望する者は、封印した入札書に本公告に示した契約件名を履行できることを証明する書類を添付して、入札書の受領期限までに提出しなければならない。

また、入札者は、開札日の前日までの間において、理事長等から当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

なお、入札者は、開札日の 2 日前（前日が休日である場合は直近の平日）15 時 00 分までに「資格審査結果通知書（全省庁統一資格）」、その他下記に示す「業務委託を完全に履行できることを証明する書類」を提出し、入札参加の意思がある旨を、入札書の提出場所に記す契約事務担当者あて示すこと。

〈業務委託を完全に履行できることを証明する書類〉

- ① 特別管理産業廃棄物収集運搬業務許可証若しくは収集運搬業者との提携確約書（写）  
(該当入札件名番号：1)
- ② 特別管理産業廃棄物処理施設設置許可証（写）

- (該当入札件名番号：1)
- ③ 特別管理産業廃棄物処理業務許可証若しくは処理業者との提携確認書（写）  
(該当入札件名番号：1)
- ④ 産業廃棄物収集運搬業務許可証若しくは収集運搬業者との提携確認書（写）  
(該当入札件名番号：2)
- ⑤ 産業廃棄物処理施設設置許可証（写）  
(該当入札件名番号：2)
- ⑥ 産業廃棄物処理業務許可証若しくは処理業者との提携確認書（写）  
(該当入札件名番号：2)
- ⑦ 一般廃棄物収集運搬・処理許可証（写）  
(該当入札件名番号：3)
- ⑧ 廃棄物収集車両一覧  
(該当入札件名番号：全て)
- ⑨ 廃棄物の最終処分迄の業者名・所在地を明確にしたフローチャート図  
(該当入札件名番号：全て)
- ⑩ 自社の感染性廃棄物取り扱い手順書（写）  
(該当入札件名番号：1)
- ⑪ 収集運搬業者と中間処理業者との見積に関する委任状  
(該当入札件名番号：1、2)
- ⑫ 処理能力を示す資料  
(該当入札件名番号：1、2)
- ⑬ 処理施設から出される煤煙報告書（写）  
(該当入札件名番号：1、2)
- ⑭ 処理施設から出されるダイオキシン濃度最新の計量証明及び排水検査報告書（写）  
(該当入札件名番号：1、2)
- ⑮ 過去3カ年において医療法病床数400床以上の実績を有していることを証明するもの（契約書の写し、契約実績等）  
(該当入札件名番号：全て)
- ⑯ ISO14001若しくはエコアクション21の認定証（写）  
(該当入札件名番号：全て)
- ⑰ 1日10t以上の中間処分が行える焼却炉を自社施設内において2基以上有し、さらに、緊急時の持ち込み先を確保するため、同等

の焼却炉が2基以上ある複数の事業所を保有している中間処分業者に搬入すること、または、これと同等の処分能力を確保できることを証明するもの。（業務提携確約書等）

（該当入札件名番号：1）

- ※ 上記提出書類については、①～⑯の番号順に1冊のファイルに綴じて、番号を付し、応札者の記名押印のうえ、期限までに提出すること。

また、上記について、提出書類の他補足資料を求められた場合は、それに応じなければならない。

#### 〈注意事項〉

- ① 上記資料等の作成に関する費用は、提出者の負担とする。
- ② 契約担当者等は、提出された書類を競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用することはできない。
- ③ 一旦受領した書類は返却しない。
- ④ 一旦受領した書類の差し替え及び再提出は認めない。
- ⑤ 適正な契約履行の確保のため、上記提出書類についてヒアリングを実施することがある。

事前に提示する入札参加の意思を示すための各書類は、複製によることが可能だが、その場合は開札までに原本を提出すること。

#### （7）その他

詳細は入札説明書を参照すること。

## 6 国立研究開発法人の契約にかかる情報の公表について

国立研究開発法人が行う契約については、「国立研究開発法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）において、国立研究開発法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされているところです。

これに基づき、以下のとおり、国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター（以下、「センター」という。）との関係に係る情報をセンターのホームページで公表することとしますので、所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくよう御理解と御協力をお願いいたします。

なお、案件への応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了知願います。

また、応札若しくは応募又は契約の締結を行ったにもかかわらず情報提供

等の協力をしていただけない相手方については、その名称等を公表させていただくことがありますので、併せてご了知願います。

(1) 公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

- ① センターにおいて役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等として再就職していること
  - ② センターとの間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること
- ※ 予定価格が一定の金額を超えない契約や光熱水費の支出に係る契約等は対象外

(2) 公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。

- ① センターの役員経験者及び課長相当職以上経験者の人数、職名及びセンターにおける最終職名
- ② センターとの間の取引高
- ③ 総売上高又は事業収入に占めるセンターとの間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨
  - イ 3分の1以上2分の1未満
  - ロ 2分の1以上3分の2未満
  - ハ 3分の2以上
- ④ 一者応札又は一者応募である場合はその旨

(3) 当方に提供していただく情報

- ① 契約締結日時点で在職しているセンターの役員経験者及び課長相当職以上経験者に係る情報（人数、現在の職名及びセンターにおける最終職名等）
- ② 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及びセンターとの間の取引高

(4) 公表日

契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内（4月に締結した契約については原則として93日以内）